

別表(第2条関係)

笠間市議会議長交際費支出基準

区分	支出基準			支出額等(円)
慶祝	記念式典，祭り，イベント又は総会等の催事で，招待を受け，出席したとき。なお，市の補助を受けている団体等は原則支出しない。			5,000～10,000
会費	祝賀会，激励会，懇親会等に招待を受け，出席したとき。			相当額
弔慰	市議会議員	香料	本人の死亡	10,000
			配偶者の死亡	5,000
			一親等内の血族・姻族 ※2)	5,000
		供物		生花等
	国会議員，県議会議員，市特別職及びその他市に功労があつた者で議長が必要と認めた者 ※1)	香料	本人の死亡	5,000～10,000
		供物	特に議長が必要と認めたとき	
賛助金	平和運動，ボランティア運動及び各種イベント等民間団体が行う活動や事業で，その趣旨や目的が，公共的又は公益的なもの。ただし，市の補助を受けている団体等には，原則支出しない。			5,000～10,000
贈答	議会活動に関する協議や表敬訪問等に必要な物品等を購入するとき。			相当額
その他	上記のいずれにも属さない場合で，特に議長が必要と認めたとき。			相当額

備考 ※1 国会議員，県議会議員とは笠間市を選挙区として選出された議員をいう。

2 一親等内の血族・姻族とは，実父母及び実子，同居の義父母とする。